

第4章 高齢者福祉施策の展開〔基本目標達成に向けた施策の推進〕

基本目標1

生きがいがづくりと社会参加を促進します。

健康寿命が延び、元気な高齢者が増えていく中、長い高齢期を有意義に生きるためには、高齢者自身も生きがいを持つ必要があります。これまで培ってきた豊かな知識や技能を活かして働くことや自身の人生を楽しむために趣味やスポーツ活動など通じて社会活動に参加していくことが重要です。このことが、介護予防や地域社会の活性化を図る上でも大きな力となります。関係機関と連携した就労の場の確保や生きがいがづくり・社会参加に向けた環境づくりを支援していきます。

1．就労等の支援

個人の能力活用の支援やシルバー人材センターなどとの連携を通じて、高齢者の就労機会の提供に努めていきます。

(1) シルバー人材センターの活用

高齢者が身に着けた能力を活かし、補助的又は短期的な就業や社会参加を図る上で、シルバー人材センターの果たす役割が益々重要となってきています。(社)長井西置賜シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの確保と地域社会に貢献することを目的に組織され、多種多様な業務を行っています。組織の自立的な運営が促進されるよう財政支援を行うとともに、会員の増強や新たな事業分野の開拓などについてシルバー人材センターの活動を支援していきます。

(2) 個人の能力発揮による就労活動支援

高齢者の就労に関するニーズの把握と地域において必要とする就業機会の開拓などを行い、就業活動を支援していきます。

また、高齢者が長年培ってきた様々な技を活用した農産物の生産・加工・販売活動や、民芸品の創作活動を支援していきます。販路拡大に向けた情報の受発信やイベント等での販売促進が行える環境づくりに向け、町商工会や観光協会などの関係団体等とも連携していきます。

2．社会参加の促進

高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。

(1) 老人クラブの支援

約 700 名の会員で構成されており、クラブ活動は自らの健康寿命を延ばし、心の繋がりを深める友愛活動となっています。各種研修会や事故防止対策の講習会、介護予防活動の推進など自主的な活動を支援していきます。又、若手会員の増強と各種事業に高齢者が積極的に参加できるよう社会福祉協議会との連携を強化していきます。

(2) 敬老会事業の支援

各地区で開催される敬老会事業に対して活動助成金を交付するとともに、数え年 88 歳、95 から 98 歳、100 歳の高齢者に敬老祝品（金）を贈呈し、社会の発展に寄与された長年の功績と長寿を祝います。

(3) 地域交流事業の促進

地域での行事などを中心に、高齢者と子どもや他の世代との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。また、地域における子育て支援など高齢者の経験や知識が活かされる場については、高齢者の参加を積極的に求め、住民同士が支え合う豊かな地域づくりの場として位置づけ支援していきます。

(4) 地域内ボランティア活動の促進

子どもの登下校の見守り活動、高齢者相互の見守り活動、福祉施設の慰問活動などの福祉ボランティア活動や、公園清掃や花植栽による環境美化活動などに高齢者が積極的に参加できるよう、各種団体や関係機関との連携を強めていきます。

3. 生きがいのある暮らしへの支援

自主的に生きがいを持って地域社会の一人として社会活動できるように生涯学習の分野においても支援していきます。

(1) 生涯学習等の充実

高齢者の学習意欲を満たし仲間作りの場所にもなっている各地区公民館を中心にした学習活動や文化活動に連携していきます。また、運営にあたっては高齢者が主体的に参加できる体制づくりや、高齢者のニーズに応じた魅力ある内容になるよう支援していきます。併せて、学習活動の成果を発表する機会を拡充し、さらなる学習意欲の向上と生きがいづくりに努めます。

(2) スポーツの促進

生きがいづくりや健康づくり、交流促進の場として、より多くの高齢者がゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフなどの軽スポーツに親しむことができるよう、軽スポーツの普及と指導員育成・確保やスポーツ大会の開催を支援していきます。

基本目標 2

積極的な健康づくりと介護予防に取り組みます。

1. 健康づくり事業の推進

生活習慣病に起因する疾病が増えて活動が制限されたり、認知症等の介護を要する高齢者が増加してきています。また、国民健康保険の疾病分類をみると75歳から脳血管疾患や心疾患が増えてきています。要介護原因の第3位が脳血管疾患になっていることから、生涯元気で過ごすことができるためには、脳血管疾患予防や糖尿病予防などの疾病予防と生涯にわたる積極的な健康づくりが重要です。それには、健診等を利用し生活習慣を見直し、生涯にわたる積極的な健康づくりが大切になっています。

(1) 特定健康診査・後期高齢者健診

内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに重篤な病気に至る原因となることから、40～74歳までの国民健康保険の方を対象に特定健康診査を実施し生活改善の支援を行います。また、75歳以上の方は後期高齢者健診となり詳細な健診である貧血検査や心電図、眼底検査、腎機能検査を実施し保健指導に結びつけます。

(2) 特定保健指導・健診事後指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された人に、生活習慣改善のための特定保健指導を行います。また、それ以外の受診者に対し保健指導の機会として結果説明会を実施し、生活習慣改善に結びつくような指導を実施します。また、欠席者には訪問等により指導を行います。

(3) がん検診等

死亡原因の第一位であるがんの早期発見に資するために、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診の各種検診を実施します。また要精検の未受診者に対し精検勧奨を行い精検受診者100%を目指します。大腸がん検診、肝炎ウイルス検査、子宮頸がん検診、乳がん検診では、対象年齢を決めての節目健診を実施します。

(4) 歯の健康

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるためには、歯の喪失を予防することが重要です。40歳、50歳、60歳、及び70歳の方を対象に委託歯科医療機関にて引き続き歯周疾患検診を実施します。しかし受診者が少ないことから受診者の拡大と地域でむし歯予防や歯周病予防の啓発を図ります。

(5) 地域での健康教室

健康づくりには「食事」とともに「運動」の重要性が言われており、運動を主体とした健康教室を開催し、運動の普及を図っていきます。さらに、特定健診で、メタボリックシンドローム該当者及び予備群に該当しなかった方で血糖値が高めの方、脂質異常

がある方、血圧が高い方を対象に生活習慣改善を目的とした健康教室を開催し保健指導を行ないます。

(6) 予防接種の推進と感染症予防

高齢者が罹患すると重篤な状態になる肺炎やインフルエンザの予防対策として65歳以上に肺炎球菌ワクチン接種事業と高齢者インフルエンザ予防接種事業を継続して行います。それと並行して高齢者の集まりなどで感染予防に関する保健指導を実施していきます。

(7) うつ病予防、自殺予防

こころの病気にかかっている本人が気づいていなかったり、自分の殻に閉じこもってしまい周囲に援助を求めてこない場合があります。特に高齢者はうつ病になりやすく、自殺率も高いということがあります。こころの病気は周囲の接し方が重要となります。地域住民に「こころの病気」について正しい知識を普及するとともに高齢者を支援するゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人)を育てていくことが必要です。

(8) 飯豊町健康福祉センターの活用

飯豊町健康福祉センターは、国保診療所、介護老人保健施設『美の里』、飯豊町国保総合保健施設を併設し、医療・保健・福祉の3つを有機的に結びつけた健康福祉の総合的な施設として平成18年6月に開所しました。現在、国保総合保健施設では、各種検診事業や乳幼児健診事業のほか、運動教室や料理教室など様々な面から町民の健康づくりを推進する取り組みを行っています。町民の健康づくりのさらなる充実を図るために、町民が活用しやすい施設運営を目指していきます。

(9) 今後の目標

	H27	H28	H29
特定健康診査受診率	50%	53%	56%
後期高齢者健診受診率	20%	22%	24%
特定保健指導終了者割合 (積極的支援)	45%	45%	45%
特定保健指導終了者割合 (動機づけ支援)	75%	75%	75%
歯周疾患検診	30人	30人	30人
地域での健康教室	延1050人	延1050人	延1050人
(生活習慣改善事業)	延200人	延200人	延200人
(運動実践教室)	延800人	延800人	延800人
(高齢者栄養教室)	延 50人	延 50人	延 50人
肺炎球菌ワクチン接種	250人	250人	250人
インフルエンザ予防接種	1500人	1500人	1500人
こころの健康対策	3ヶ所で実施	3ヶ所で実施	3ヶ所で実施

2. 介護予防の推進

町民が要支援・要介護状態となることなく、できる限り健康を保持するために、介護予防の知識の普及啓発を図り、介護予防の必要性について意識を高めることによって、高齢者の自主的な介護予防活動を推進します。また、要支援又は要介護の状態になるおそれのある高齢者の実態把握や生活機能等の向上に向けた支援を行います。

個々の高齢者の心身の状況や生活状況、その他の状況に応じて介護予防を推進し、自立した生活を送ることができるよう包括的かつ効率的に事業を実施します。

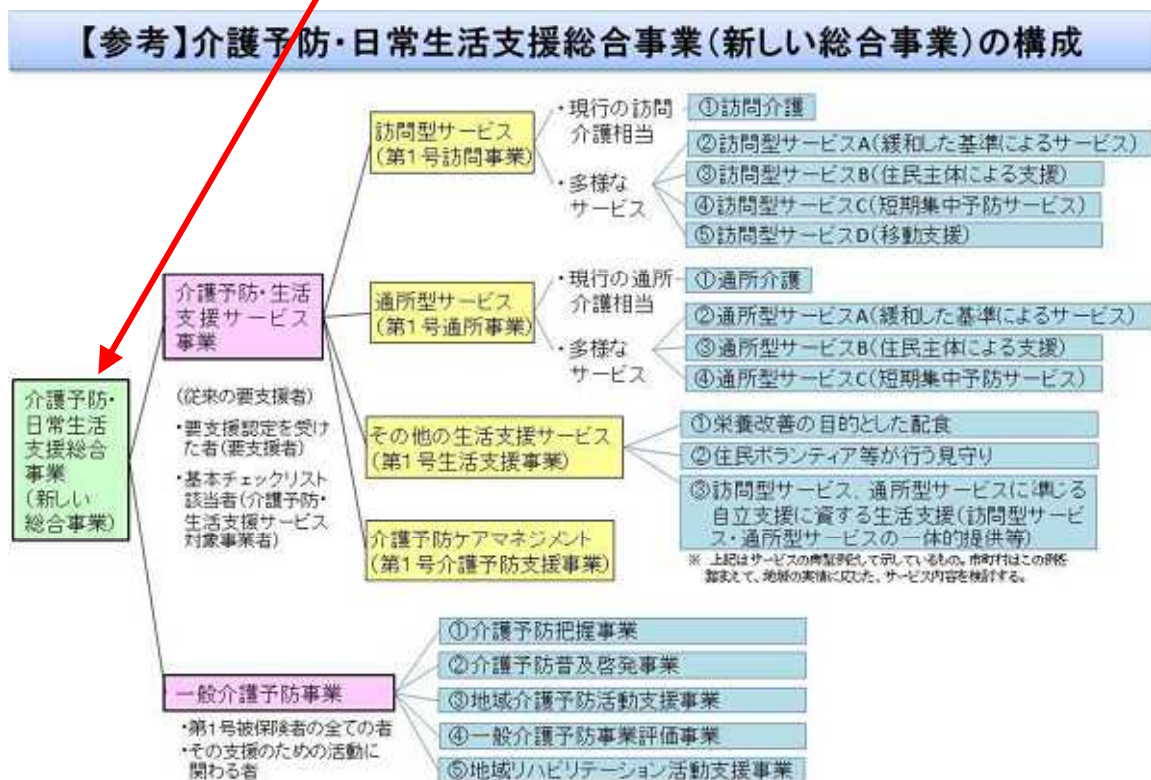
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（介護予防訪問介護等）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとして見直したものです。

介護予防・日常生活支援総合事業の施行期日は平成27年4月1日となっていますが、生活支援・介護予防サービスの体制整備等を進め、円滑な制度移行を行うことができるよう、市町村による実施は平成29年4月まで猶予できるとされています。

本町では、平成29年度の実施に向けて必要な検討・調整等を行います。



(2) 二次予防事業の対象者把握事業

要介護状態等となるおそれの高い状態にある対象者を早期に発見し、介護予防に資する取組につなぐことを目的に65歳以上の方に日常生活の状況に関する25項目からなる「基本チェックリスト」を用いて対象者を把握します。

又、支援が必要な方の早期発見・早期対応も併せて実施できるよう、複数の経路から対象者把握を行うために、民生委員等の関係者・関係機関との連携強化に努めます。

二次予防事業の対象者把握事業の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
基本チェックリスト実施者（人）	1978	2035	1950	2000	2000	2000
二次予防事業対象者見込数（人）	335	483	595	600	600	600
介護予防事業勧奨者（人） 1	74	101	83	100	100	100

1) H26年度の介護予防事業勧奨者は二次予防事業対象者のうち最も効果的と思われる68歳～73歳を事業に勧奨しています。

(3) 通所型介護予防事業「なでしこ教室」

二次予防事業の対象者把握事業により、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に対して、社会福祉協議会内にある「なでしこハウス」や各公民館等において、健康チェック、体力測定、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知機能の低下予防・支援に関するプログラムをシリーズで学び、活動的で生きがいのある人生を送れるようにすることを目的とした事業です。

より多くの参加を促すため、周知の方法や事業実施の時期などを、参加しやすい環境にするよう努めていきます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

なでしこ教室参加者数の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施回数（回）	25	27	23	42	42	42
参加延べ人数（人）	88	144	93	250	250	250
参加実人数（人）	20	14	14	30	30	30

(4) 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により、二次予防事業の対象者と判断された方へ介護予防の必要性を説明し通所型介護予防事業へ繋げたり、又、通所型介護予防事業への参加が困難な方へは家庭訪問により健康チェック、運動や栄養に関する助言や指導を行い訪問型の介護予防（指導）を行います。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

訪問型介護予防事業の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
訪問者数（人）	—	—	—	10	10	10

(5) 地域介護予防活動支援事業「ほのぼのサロン」、「ゆうゆうクラブ」

高齢者が、要介護状態となることの予防、悪化の軽減、悪化の防止を目的に希望する地域に対しマネージャーを派遣し公民館等を会場としたサロンを開催します。高齢者同士の交流を図り、介護予防体操や談話などをすることで、閉じこりをなくし生きがいを持って生活できるように支援します。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

ほのぼのサロン参加者数の見込み（週1回開催）

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
開催地区（箇所）	13	15	16	17	18	19
開催回数（回）	551	632	670	710	750	790
参加者延べ人数（人）	4984	5316	5500	5680	6000	6320

H26年度実施公民館等（中、萩生、黒沢、椿、高峰、手ノ子、小白川、添川地区）
 中西公民館・中公民館・新田自治館・町上公民館・中部活性化センター・石原公民館・旭公民館・財津堂公民館・小白川公民館・東部地区公民館・上代公民館・昭和公民館・松原公民館・西部地区公民館・東向公民館・西向公民館

ゆうゆうクラブ参加者数の見込み（月2回開催）

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
開催地区（箇所）	5	5	5	5	5	5
開催回数（回）	120	120	120	120	120	120
参加者延べ人数（人）	1128	1075	1100	1100	1100	1100

H26年度実施公民館等（中津川地区）

岩倉公民館、ひまわり館

（6）地域介護予防活動支援事業「らくらく筋トレ教室」

概ね60歳以上の町民を対象に、自主的な筋トレ・有酸素運動の場を提供し、利用者の交流や老化予防を図り、自立度を維持していく支援を行ないます。社会福祉協議会内の「なでしこハウス」指導員を配置し、個人の体力等に応じたプログラム管理を行ないながら安全な運動指導を行ないます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

らくらく筋トレ教室参加者数の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録者（人）	211	232	282	290	300	310
参加者数（人）	1216	1550	1382	1450	1500	1550

（7）老人クラブ等高齢者への介護予防教室

老人クラブや地区の高齢者の集まり等において、介護を要する状態となることの予防のための健康教育や、地域包括支援センターによる介護予防教室を開催します。

高齢者の集まりにおける介護予防教室開催の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
開催回数（回）	-	12	19	20	20	20
参加者数（人）	-	308	326	330	330	330

(8) 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態になることを予防するために、その心身の状態に合わせて介護予防事業を実施するとともに、要支援1・2の人に対しては、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、介護予防プランの増加に伴いプランを居宅介護支援事業所に委託していますが、さらにプランの受け入れ先の確保に努めます。

区 分	第5期実績(H26は見込み)			第6期計画		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
要支援1(件)	186	179	234	240	245	250
内委託件数	66	56	92	96	98	100
要支援2(件)	388	390	479	480	485	490
内委託件数	270	264	360	360	363	366
計	574	569	713	720	730	740

3. 閉じこもり予防施策の充実

高齢者の生きがいは「意欲」と大きく関係し、人とのつながりの中で使命感を感じたり、自己実現できるものを見出すことなどが重要です。高齢になっても生きがいを持って、家庭や地域の一員として暮らし続けることができるよう、健康と生きがいという高齢者のニーズに対応した活動を支援します。高齢者が参加しやすい地域活動支援と閉じこもり傾向があると心配される高齢者への訪問活動を実施します。

(1) サロン活動の実施(再掲)

地域の高齢者同士が交流しあい互いの元気を確認できる場は大切なコミュニケーションの場となっています。地域で開催している高齢者サロン活動は会話をする・安否を確認しあうなど大切な役割を担っています。サロン活動は行政が主体となって開催しているほかに、社会福祉協議会が地域で支えあう活動や見守りを支援するために、生き生きサロンを開催支援しています。

社会福祉協議会では21年度より高齢者を地域で見守る活動の一環として、サロン活動に参加することにより地域の方に見守られる活動を進めてきました。現在17地区で生き生きサロン活動が実施されています。

(2) 老人クラブ活動の支援(再掲)

老人クラブは町内に11クラブ数あり、互いに交流しながら趣味活動や名人芸の伝承等を行っています。会員となっている方や未加入の方への声かけ活動を通して地域の高齢者が孤立しないような活動を行っています。

(3) 安心生きがい訪問事業

高齢者が日常的に地域から孤立した状態で生活を送ることのないように、一人暮らし高齢者等世帯で、地域との関わりが少ない・閉じこもり傾向があると思われる方について、民生児童委員活動や地域等と連携しながら安心見守り訪問を行います。

安心生きがい訪問事業の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
訪問対象者（人）	36	29	27	30	35	40

(4) 会食サービス

町内のひとり暮らし高齢者を対象に地区公民館を会場としながら、一緒に楽しく昼食会をするという事業です。お茶会や交流する中で仲間作りや久々に会う方との会話を楽しみながら昼食を一緒にするというもので、月1回社会福祉協議会が主催しています。実施にあたっては、ボランティアの方々の協力を得ながら、季節の惣菜など目でも料理を楽しみ会話も楽しみ、一人暮らしでも孤立しないように閉じこもりにならないような支援事業を行っています。

会食サービス事業の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
開催回数（回）	13	13	13	13	13	13
利用延べ人数（人）	230	239	230	230	240	250

基本目標3

地域包括ケア体制を強化します。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、本町における高齢者支援のネットワークの拠点である地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが適切に組み合わせられ、切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。その一つとして、暮らしやすい環境づくりや生活支援を充実し、高齢者の安心な暮らしを支えます。

1. 暮らしやすい環境づくり

高齢者が安全に地域で暮らすことが出来る環境を整備することは、暮らしやすさという意味からも大変に重要なことです。そのために、高齢者が住みやすい住環境づくりや利用しやすい公共施設の整備、歩きやすい道路環境づくり等の物理的バリアフリー化とこころと情報のバリアフリー化を目指します。

(1) 理解して頂ける情報の発信

高齢者に、生活上の必要な情報や福祉サービスに等暮らしに関する情報が迅速かつ正確に届くよう、広報、パンフレット等にはできる限り平易な文言で、見やすい文字を使用するよう心がけます。また、高齢者が必要とする、更には高齢者に知って頂きたいに内容に限った情報の提供の仕方なども検討し進めてまいります。

(2) 公共施設の環境整備

高齢者や障がい者が公共施設を利用しやすくするため、バリアフリーに関する法律や条例等に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進していきます。また、高齢者をはじめとする利用者等からの意見・要望を聴き、利用しやすい施設づくりをめざします。

(3) 住環境の整備支援

住宅改良ヘルパー事業の活用

介護保険事業に係る住宅改修や福祉用具活用については、建築士などの専門家による相談・助言・審査等を実施し、適切な生活環境整備を支援します。

住宅改修・福祉用具利用者の見込み

区 分		実績（H26は見込）			見込		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数 （人）	住宅改修	20	17	17	20	20	20
	用具購入	12	17	13	15	15	15

NPO法人活動との連携

NPO法人「いいでいい住まいづくり研究所」は、イベントや各地区の健康教室等で実物の手すりや階段を展示して実際の建材に接する機会を提供し、段差解消や安全な住環境整備に向けた知識の普及活動を行っています。転倒防止等に配慮した安全で安心な住まいづくりについてNPO法人活動と連携していきます。

(4) 飯豊町定住促進住宅(いいでハイツ)の利用

飯豊町の運営する飯豊町定住促進住宅(萩生地内)では、高齢者の入居に際して、収入要件の緩和や公募の例外規定を設け、緊急的な入居に備えています。本町では持ち家率が高く高齢者が借家を希望することは稀ですが、災害や越冬対策等を理由として一時的に高齢者が住まいを求める場合、住み慣れた地域の中の生活の場として施設を提供していきます。

(5) 高齢者向け住宅制度の検討

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加を背景に、介護保険施設の整備は先駆けて実施してきました。更なる整備は介護保険事業会計に大きく影響するため、7期計画以降の整備に向け慎重に検討します。

高齢者の住居環境の実態と共同住宅やケア付き住宅等への住み替え等、住まいに対する新たなニーズに対し検討していきます。

2. 生活支援の充実

高齢者やその家族の多くは、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活することを望んでいます。何らかの支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、交通支援・買物支援・見守り支援等の生活支援策の充実を行っていきます。また、環境上の理由などにより居宅において生活することが困難になった高齢者を支援するため、軽費老人ホームや養護老人ホーム等との連携を図ります。

(1) 生活支援サービスの体制整備

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく「生活支援サービス」の体制を整備することが不可欠です。また、地域の中で役割を持って生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

こうした生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じて様々なものが想定されるため、できるだけ多様な主体（ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ります。

生活支援サービスの体制整備を促進する事業を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、その活動を支える協議体の設置などの体制整備を検討しながら、取組を推進します。



(2) 見守り支援（再掲）

民生児童委員との連携

地域に住む高齢者の見守り支援は、近所の方をはじめ地域や民生委員等のいろいろな連携の中で行われています。民生児童委員活動の中でより見守り支援を必要とする高齢者の把握について「安心見守り家族証」を作成し、本人、本人の別居家族、民生児童委員、社会福祉協議会と町（地域包括支援センター）で共有し、日常の支援活動に活用していきます。

民生児童委員と連携していくために町（地域包括支援センター）職員が地区民生児童委員協議会に参加し、情報共有し適切な支援を行うようにしていきます。

安心見守り隊

平成21年度より実施した安心生活創造事業の中で、高齢者宅に関わる新聞や郵便配達、町内商店や金融機関の事業者の方々にも日常的な見守り活動に参加を頂くために、安心見守り隊を結成しました。安心見守り隊の継続的な活動で訪問時に声かけなどを行い、安心できる地域を目指します。安心見守り隊の活動確認のために定期的な会議開催します。

(3) 在宅福祉支援サービス「ひまわりサービス」

郵便局の協力により、75歳以上の一人暮らしや75歳以上の方のみの世帯等に対しての見守り体制の充実を図っています。郵便物を配達する際に見守り及び声がけを行い、郵便物が届かない方でも町より毎月ハガキを送ることでもれなく見守りを実施できており、今後も事業を継続実施していきます。

ひまわりサービス登録者の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
対象者（人）	—	63	106	120	130	140

(4) 緊急通報システム

一人暮らし高齢者等が急病のときや火災など緊急事態が発生したときに通報することにより、別居家族や行政・社会福祉協議会が受信し、協力員や関係機関とともに適切な対応を行います。緊急通報装置が地域で適切に稼働していくためには、日ごろから地域で行なわれている見守り活動の中で機能していくことが必要です。地元の方や民生児童委員等も含めた見守りネットワークの中で稼働していく方向で協議を重ねていきます。

緊急通報システム登録者の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録者数（人）	38	36	40	45	50	55

(5) 移動支援の充実

高齢者の積極的な社会参加を支援するため、デマンドタクシー「ほほえみカー」の周知を図るとともに、利用者の声を聞きながら、利用しやすい環境を整備し、利便性の向上を図ります。

(6) 買物支援

平成21年度より安心生活創造事業を実施する中で、町内商店や町商工会等の協力の下、買い物支援部会を開催しました。買い物に行く手段がないことや降雪時に買い物に行けないなどで日常生活に支障が生じないようにするために、町内商店の宅配サービスを周知しながら、食糧品や日用品を安定的に購入できるように町内商店や町商工会等関係機関と連携していきます。

(7) 配食サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、自分で食事の用意ができない高齢者も増えています。又、食事がとれていても栄養バランスのとれた食事を作るのは大変です。平成26年度に高齢者の栄養改善を目的とした配食サービスを中津川地区（モデル地区）で実施しました。今後は、実施地区を拡大し在宅生活を支える体制整備を行います。

(8) 除雪対策支援

高齢者世帯の除雪対策については、町の事業として、除雪ヘルパー派遣事業、除雪助成費支給事業、宅道除雪事業を継続実施します。また、地域で組織されている「除雪隊」との連携強化や、住民ボランティア、企業ボランティアの協力を得て冬期間の高齢者の安全で安心な暮らしを支えます。また、地域互助の体制作りに向け、除雪機械の購入助成事業を実施してまいります。

(9) 紙おむつ支給事業

居宅において常時失禁の状態にある要介護者と同居する世帯に対し、「紙おむつ支給事業」を継続実施し、当該世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が清潔で心地よい日常生活を営むことができるよう支援します。

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用延べ人数（人）	267	271	208	250	250	250

(10) 家族介護支援事業

在宅で介護をしている介護者に対して、適切な介護方法を学んだり、介護についての相談や、介護者本人の生きがいづくりのための家族介護教室の開催し、介護負担の少ない在宅介護を支援します。また、高齢者を介護している家族の日ごろの介護疲れから解放、心身のリフレッシュを図るため、介護者同士が日ごろの悩みや在宅での介護に関する情報交換を行う家族介護者交流事業を開催し、家族同士の交流を図ることで、慰労や介護負担の軽減を支援します

家族介護支援事業の見込み

区 分		実績（H26は見込）			見込		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
家族介護 教室	開催回数(回)	1	3	1	2	2	2
	参加者数(人)	24	48	11	20	20	20
家族介護者 交流事業	開催回数(回)	1	2	2	2	2	2
	参加者数(人)	9	12	10	15	15	15

(11) 在宅老人短期入所施設利用弾力化事業

要支援・要介護認定者等が介護保険法に基づく短期入所サービスの利用限度日数を超えて介護が必要になった場合や事故や災害などにより一定期間社会的孤立状態に陥る恐れのある場合に一時的な短期入所サービスを提供します。

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用実人員(人)	1	4	4	5	5	5
延べ利用日数(日)	8	21	39	35	35	35

(12) 軽費老人ホーム

介護保険施設に入所するほどではなくても、ひとり暮らしに不安を覚える高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、町内のケアハウスとの連携を行います。

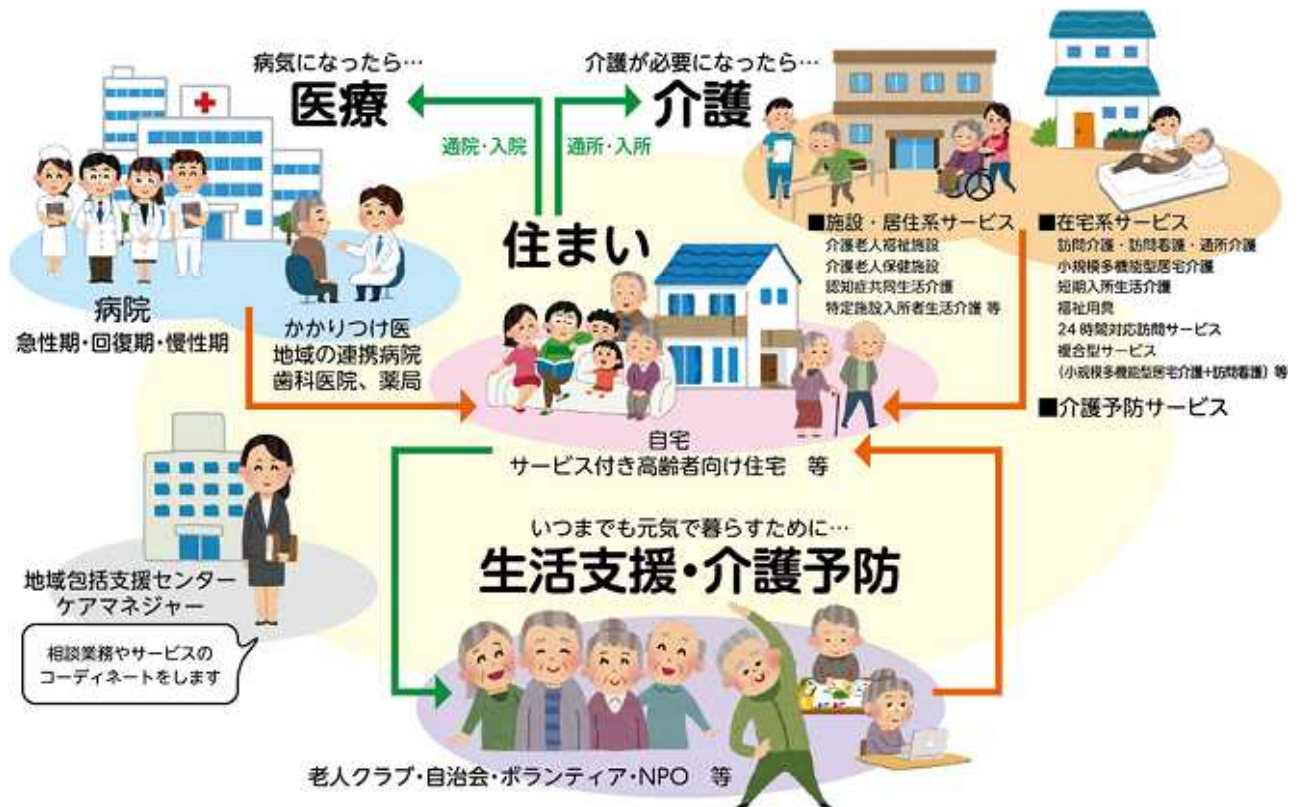
(13) 養護老人ホーム

家庭環境や経済的理由により家庭で生活することが困難な高齢者の入所施設として、養護老人ホームとの連携を図ります。入所者の日常生活の状況の把握に努め、自立した生活のために必要な指導、支援等を行っていきます。

3. 地域包括ケアシステムの構築

少子高齢化の流れの中で、核家族化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加しています。こうした中で、認知症高齢者を認知症高齢者が介護する「認認介護」や、一人暮らし高齢者の「孤立死」が社会的に問題視される状況も生まれてきました。地域の中で高齢者の安全・安心な生活を支えるには、自助や公助の仕組みだけでなく、互助や共助も含めた地域ぐるみで支え合う体制の確立が不可欠になってきたと言えます。高齢になっても、介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、地域包括ケアシステムの構築が重要です。住民の方々、各種団体や関係機関が相互に連携しながら「安心して生き生きと暮らせる地域社会」の実現を目指します。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



地域包括ケアシステムのとりえ方

地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定



- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）について、地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土ととらえ、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物ととらえています。
- 植木鉢や土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいては安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役割を果たすものと考えられます。

（出典：平成25年3月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムの構築における今後のための論点」）

(1) 地域包括支援センターの機能強化

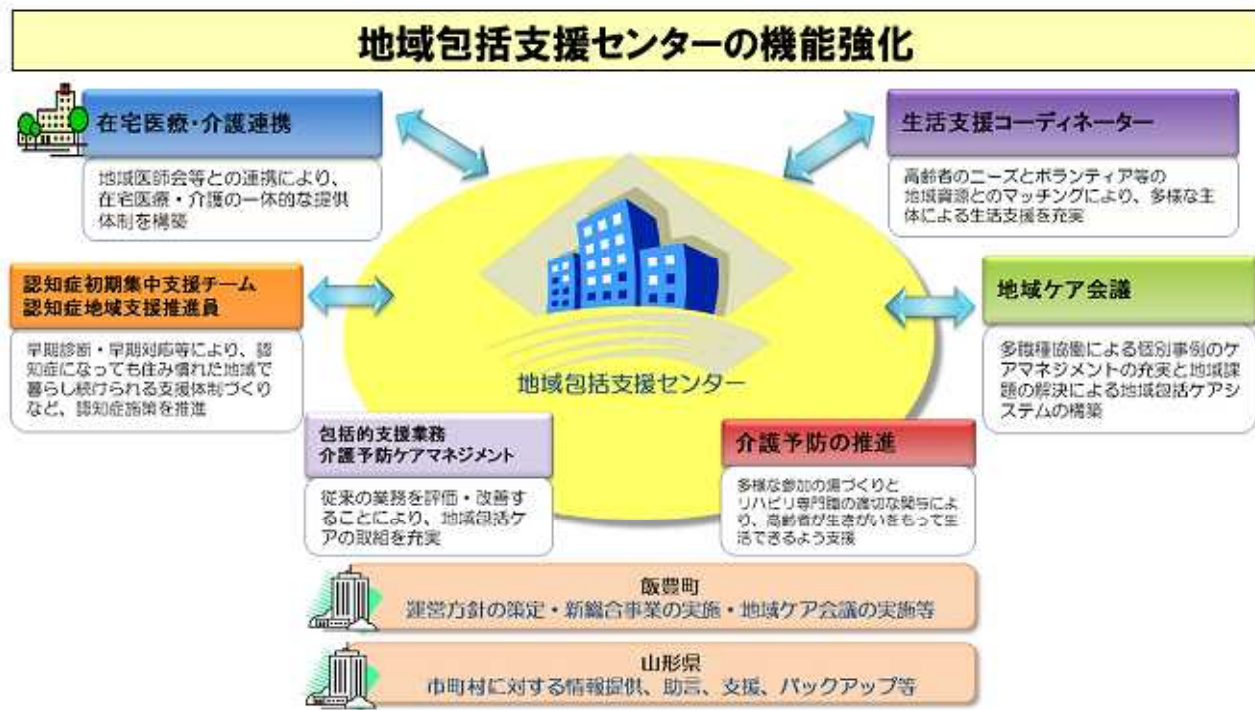
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を発揮し、相互に連携・協働しながら取り組んでいきます。

地域包括支援センターの運営は、現状と課題を適切に把握するとともに、業務量に応じた適切な人員配置、PDCAの充実による効果的な運営の継続という観点から複合的に機能強化を図ります。

今後は、認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、在宅医療・介護の連携に係る施策等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進していきます。

○ 設置数

生活圏域	担当支援センター名	住 所 電話番号
飯豊町内全域	飯豊町地域包括支援センター	大字椿3654-1 TEL: 86-2233



(2) 総合相談支援事業

地域包括支援センターは高齢者から受けた相談に、介護保険制度をはじめ、様々な制度やサービスを活用し支援する地域の総合相談窓口です。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を続けるために、困った時にいつでも相談できるように支

援体制を強化し、又、認知度を上げるためのPRに努めていきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

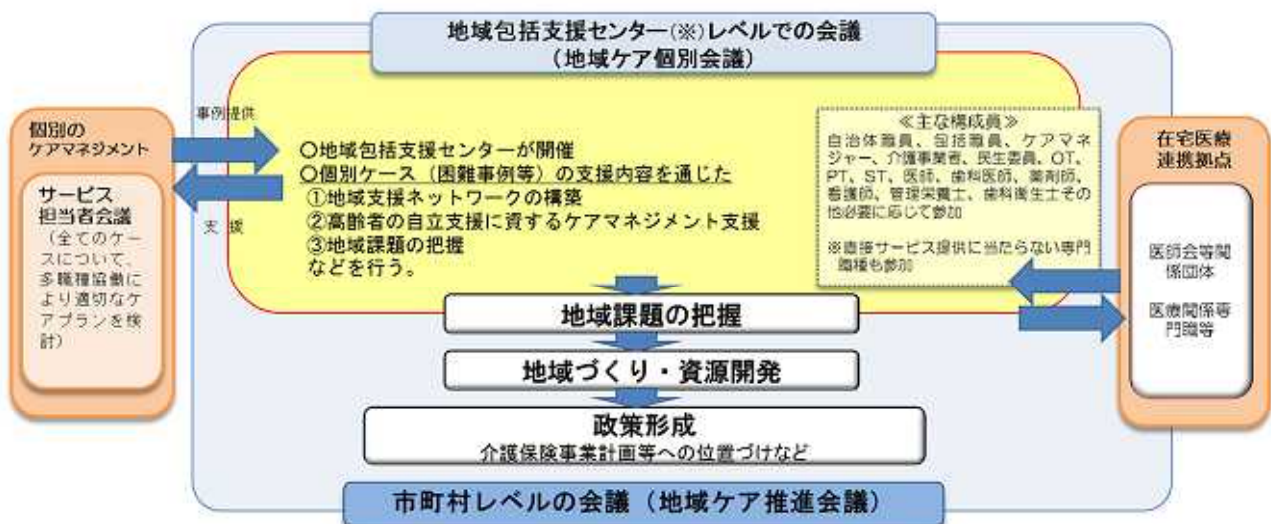
在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援していきます。

介護支援専門員に対する個別相談や困難事例への助言や介護支援専門員の資質向上のための勉強会等を開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行ないます。

(4) 地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議の開催を通して、多職種連携を強化しながら個別課題の解決だけでなく地域課題の発見・把握に向けた取組みの推進を図っていきます。

また、地域課題の把握から全町的な課題発見につなげ、町の施策に反映させていく地域包括ケア推進会議を構築し、会議の体系化を図ります。

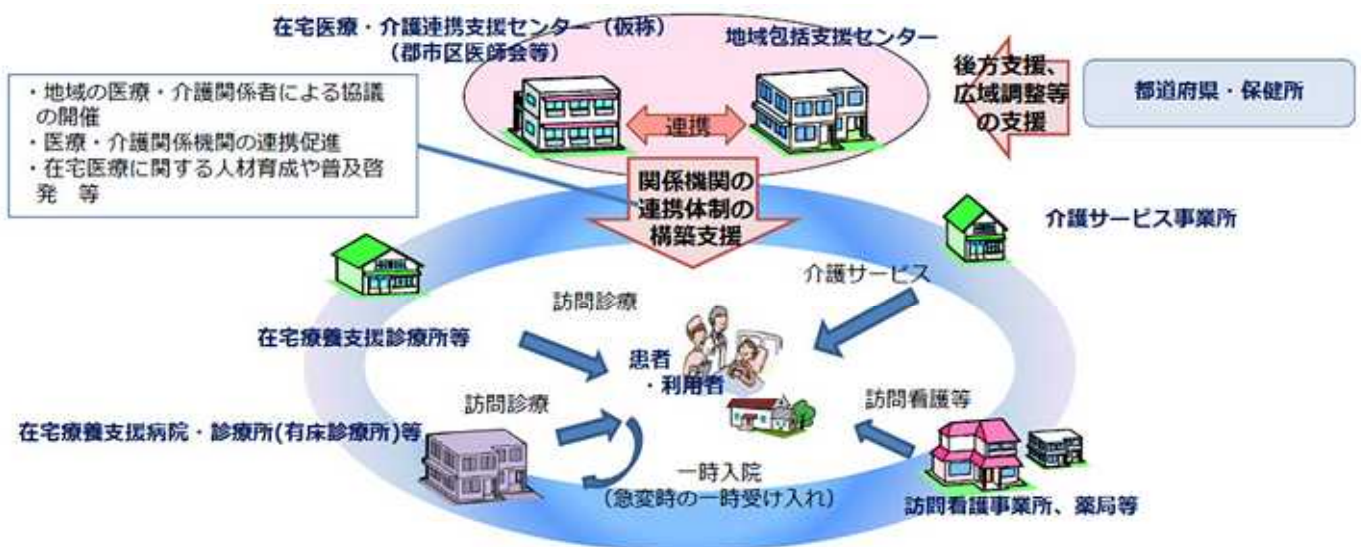


(5) 在宅医療・介護連携の推進

今回の制度改正において在宅医療・介護連携の推進が創設され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

長井市西置賜郡医師会と連携し、「在宅医療推進協議会」を立ち上げ、次の事業を実施します。

地域の医療・介護サービス資源の把握
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
在宅医療・介護関係者の研修の実施
24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
地域住民への普及啓発
二次医療圏内・関係自治体の連携



(6) 地域福祉活動との連携支援

高齢者をはじめとする地域の町民を対象として、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、支援を要する地域住民のニーズを把握し、個別の支援や適切な関係機関への調整を行うとともに、地域の福祉活動と連動した総合的な支援を行います。

(7) 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、住民や福祉関係者連携して身近な暮らしの福祉活動を行う他、介護保険事業、老人クラブ連合会の事務局活動、民生・児童委員と連携した「安心見守り家族証」の取り組み等、高齢者福祉の分野でも幅広く活動しています。今後も地域福祉の向上に向けた連携と協働を進めます。

(8) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員は住民の身近な相談相手・援助者として活動する他、「安心見守り家族証」の取り組みを実施する等、地域の高齢者福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も住民の立場に立った地域福祉の要として、多岐にわたる活動全般を支援していきます。

(9) ボランティア・NPOとの連携

町内でもボランティア活動やNPO活動により、高齢者福祉施設等での奉仕作業の実施や高齢者とその家族の生活を支援する取り組みが広がっています。こうした活動を広く周知し活動の輪を広げるとともに、引き続き育成支援を行います。

(10) 安心見守り活動・買物支援（再掲）

高齢者の安心な暮らしを支えるため、住民、商店、郵便局、金融機関、新聞配達事業者や関係機関が連携し見守り活動を継続します。また、宅配事業を行う商店や移動販売事業者と連携し高齢者等の買物支援活動を行います。

(11) 高齢者等の宅道除雪等支援（再掲）

高齢者等の雪対策として、町の行う除雪対策と連携した地域の除雪隊による宅道除雪活動が行われています。また、ボランティアにより雪下ろし作業などが行われている地域もあります。今後もこうした地域の助け合いや支え合いの仕組みを大切にしていきます。

(12) 災害時要援護者の支援

飯豊町災害時要援護者支援計画に基づき、災害発生時に地域や避難支援者と連携して高齢者や障がい者などの個別避難支援を行います。避難対象者把握にあたっては、要援護者の実態把握に努める中で「要援護者登録者台帳」の情報更新・追加を行うとともに、避難支援にあたっては地域防災組織等と連携し災害時に迅速かつ的確な救援活動ができるような体制の整備を行います。

(13) 地域防犯活動の支援

高齢者が被害者となる犯罪が増加し地域における防犯機能が低下している傾向にあるため、地区の防犯組織や関係機関と連携し、地域での声かけ運動や緊急連絡網の整備・活用などを行い地域の安全活動を支援します。

(14) 学校等における福祉教育の充実

学校教育や幼児教育の様々な場面で、児童生徒等の発達段階に応じた適切な福祉教育がなされるよう、機会の提供等の支援を行います。

4. 認知症高齢者等の支援

(1) 認知症の早期発見と適切なケアの普及

認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で尊厳をもって生活できるよう、地域包括ケアの実現を推進しています。

認知症の予防や早期発見・早期対応を図り、認知症の状態に応じたサービス提供等を実施していくため、認知症への正しい理解を深める啓発に努めるとともに、認知症ケアパスを運用、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

認知症を予防し早期に発見することが重要であることから、予防事業に取り組むとともに吉川記念病院（長井市）と連携し「認知症初期集中支援チーム」を整備し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

併せて、介護と医療の連携強化や、認知症施策の推進役となる認知症地域支援推進員を養成します。

認知症初期集中支援チーム数の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
チーム数（箇所）	0	0	0	1	1	1

認知症地域支援推進員養成数の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
養成数（人）	1	1	0	1	1	1

(2) 支援体制の充実

飯豊町における認知症高齢者は増加しており、介護認定を申請する方の半数に認知症状が見られます。今後も75歳以上を中心とした高齢者の増に伴い、さらなる増加が見込まれます。

増えていく認知症高齢者について正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る町民を増やすために認知症サポーター養成講座を開催します。

又、「認知症地域支援推進員」を配置し、相談対応等により認知症となっても生活できる地域の実現をめざします。

認知症サポーター養成講座参加者の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
開催回数（回）	3	3	16	3	3	3
参加者数（人）	60	55	150	60	60	60

（注・飯豊町が開催した実績）

介護保険事業所においても、認知症の方の利用が増えています。町内どの事業所を利用したとしても、利用者にあった認知症ケアを提供できるよう事業所の職員に対して「認知症ケア人材育成研修」を実施継続します。

認知症ケア人材育成研修参加者の見込み

区 分	実績（H26は見込）			見込		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加者数（人）	4	5	5	5	5	5

(3) 認知症高齢者・家族への支援

認知症患者をもつご家族の相談や関係機関からの情報提供を受けて、飯豊町地域包括支援センターを窓口としながら、民生児童委員、ケアマネジャーや介護事業所、認知症疾患医療センター（南陽市佐藤病院内）等と関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援体制の整備を図ります。

又、認知症高齢者が徘徊した場合でも、安全に日常生活に戻ることができるとともに介護者の負担軽減を図るため、「飯豊町お出かけ見守り事前登録事業（仮称）」を実施します。

事前に申し込みのあった認知症高齢者の情報を長井警察署と共有することで、有事の際の早期対応・早期発見に努めます。

5．尊厳のある暮らしの支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者虐待についての広報啓発や地域のネットワークによる高齢者虐待の防止・早期発見等の取り組みを行うとともに、日常生活自立支援事業をはじめとした高齢者の生活に関わる権利擁護の取り組みを推進します。

(1) 高齢者虐待の防止・早期発見体制の整備

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について広く町民への啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止とその早期対応等を進めます。また、高齢者虐待防止の大きな要素となる家族の介護負担の軽減となる取り組みを行います。

(2) 高齢者虐待に関する相談・支援

地域包括支援センターを相談・通報窓口として、適切な対応を図り、状況に応じて必要な福祉措置などを行います。

(3) 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催

関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

(4) 高齢者虐待に伴う緊急一時保護の実施

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な場合、医療機関・特別養護老人ホーム等に一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神的な安定を確保します。

(5) 判断能力が不十分な人への権利擁護・生活支援

認知症高齢者を始めとした判断能力が不十分な高齢者等に対する日常生活自立支援事業や、成年後見制度を円滑に実施するための取り組みを行います。

地域包括支援センターにおいて権利擁護相談を行い必要に応じて関係機関につなぎます。

(6) 日常生活自立支援事業の紹介

判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のある高齢者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行う、「福祉サービス利用援助事業」(実施主体：社会福祉協議会)の利用促進を行います。

(7) 成年後見支援

成年後見制度の啓発、利用支援に努めるとともに、必要に応じて市町村長による申し立てを行います。

(8) 消費者被害の防止

悪徳商法や振り込め詐欺など高齢者を取り巻く犯罪は、年々巧妙になり被害に遭う危険性が高いため、犯罪に合わない為の注意喚起や啓発活動を行うとともに関係機関と連携し防止対策に努めます。